23820571	今井　専一	〃
26040025	林　　隆憲	〃
27040147	向井　和夫	〃
27070209	中道みゆき	〃
27080176	岡田　安弘	〃
27080245	上田　方子	〃
27150120	中山　解子	〃
27820032	江口　城生	〃
27821499	磯部　　誠	死　　亡
27900022	福山　幸展	自己都合
27930097	泉　　崇予	〃
27940019	小川　敏子	〃
27970013	三木原常夫	〃
27980017	重浦　宗治	〃
27990110	西畑　　勲	〃
28020075	松山　義政	〃
28900030	紅粉　陽一	〃
29860002	辻　　昭宏	〃
30820007	本庄　淳七	〃
34000001	志々目正治	〃
34830111	高橋　　毅	〃
34950031	堀田　淳司	〃
38060009	山本晶一郎	〃
40050062	沖山　　力	〃
40100055	伊藤　公春	〃
43070002	赤星　健次	〃
44100013	黒田　亮一	〃
44820094	田代耕一郎	死　　亡
46830009	鮫島順一郎	自己都合
46940004	鮫島　一正	死　　亡

社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の５の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

平成29年２月28日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
平成29年２月１日付		13140456	武藤　麻美
12110028	泉沢　佐知	13970101	石田　昌一
12140078	坂本　信之	13980167	澤田由美子
13070113	上村真紀子	18170001	幸馬恵美子
13080644	川窪　明徳	22950012	髙林　吉**廣**
13140169	川崎　美紀	27140197	岸田　竜一

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　宮崎　好廣
　登録番号　15779
　事 務 所　東京都千代田区平河町２－７－４
　　砂防会館別館６階
　　宮崎法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年２月６日

平成29年２月10日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　内海　隆幸
　登録番号　35920
　事 務 所　東京都千代田区平河町２－７－４
　　砂防会館別館６階
　　宮崎法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年２月７日

平成29年２月10日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

東京都公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成29年２月28日

東京都知事　小池百合子

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

企業組合トウビ

東京都東村山市萩山町一丁目39番地11

教示

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年２月28日　　岡山県教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　深井　謙作、本籍地　岡山県
　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
　⑴　高等学校教諭一種免許状　国語
　　平24高１第85号
　　平成24年11月15日、広島県教育委員会
　⑵　高等学校教諭専修免許状　国語
　　平24高専第21号
　　平成25年１月15日、広島県教育委員会
2　失効年月日　平成28年11月18日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別・年齢不詳、着衣（ベージュ色コート、白色と黒色長袖シャツ、紺色長袖シャツ、黒色ズボン、黒色ブーツほか）、所持品（現金1,017,180円、茶色眼鏡、黒色ショルダーバック、黒色ポーチ、茶色財布、紺色折りたたみ傘ほか）

上記の者は、平成28年９月８日午前６時10分頃、青森県平川市碇ヶ関折橋10番地東日本旅客鉄道株式会社秋田支社津軽湯の沢駅の南西方向約200メートルの山中で、人体の一部（頭蓋骨）が発見されました。おおよそ１年から２年前後の死後経過と推定されます。当市で火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は、平川市役所健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成29年２月28日

青森県　　平川市長　長尾　忠行

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳～50歳位の男性、残存部全長約120cmの下半身のみ、着衣はビニール製透明カッパズボン、緑色カッパ（海藻が付着したもの）、紺色カッパズボン、茶色長ズボン（裾部に星マークが入ったボタン付きのもの）、鼠色スウェットズボン（ＦＡＳＨＩＯＮと記載のタグ付き）、鼠色股引、紺色ボクサーパンツ（ＧＢ等と記載のもの）、紺色靴下、所持品は菓子の包装フィルム（ナイロン製、ハングル文字で飴と記載）１枚、紐１本、輪ゴム１本（全て茶色長ズボンの右ポケット内に在中）

上記の者は、平成29年１月６日午後３時10分頃、志賀町赤崎ハ63番地坂上鉄太郎方から南西方図測240ｍの岩場において発見されました。推定死亡日時は平成28年11月10日頃で、死亡の場所及び死因は不明。

身元不明のため、平成29年２月３日火葬に付し、遺骨は志賀町富来地頭町８の162番地本光寺に安置してあります。心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

平成29年２月28日

石川県　　志賀町長　小泉　　勝